

こどもまんなか社会の実現に向けた政策提言書

こども家庭庁発足やこども基本法の施行により、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しする気運が高まる中、本県においても、こども・子育て支援施策のさらなる充実強化に取り組む必要があります。

こうした中、埼玉県議会自由民主党議員団は、多くの県民や子育て支援に携わる団体等から、本県では未制定となっている「こどもに関する条例」の制定をはじめ、さまざまな要望が寄せられていることを踏まえ、改めて本県としての「こどもまんなか社会」の実現に向けて検討を進めているところです。

そこで、こどもの最善の利益を考え、こどもに関する取組や政策を推進し、また、安心・安全に子育てしやすい環境づくりを一層進めるため、下記の提言を行います。

記

1. こどもに関する計画の策定や政策の実施等に当たっては、こども基本法等に基づき、こども・若者が、意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会を設け、その意見を尊重するとともに、こども・若者や子育て当事者などの意見を反映させること。
2. こども・若者の意見を聞く実践者（「こどもアドボケート」）の確保、養成、その他のこども・若者の多様な意見をすくい上げるための取組をきめ細かに行うこと。
3. こども・若者の意見表明、多様な社会的活動への参画、その意見の尊重やこども・若者や子育て当事者等の意見の反映は非常に重要である。そのための手続に当たっては、原則として公開することとし、公正かつ透明性の高い公聴会やパブリックコメントを実施すること。
4. こどもの安全・安心を確保するため、関係機関と連携して、外あそび環境の安全確保や虐待を未然に防ぐ取組みなどを進め、社会全体でこどもを守る環境をつくりあげること。
5. 事業者には、「短時間勤務」や「男性が育児休暇を取得しやすい環境の整備」などをより一層働きかけ、仕事と育児の両立を進めること。
6. 増加傾向にある保育所及び学童保育の待機児童を解消するため、以下の実効性がある取組を速やかに行うこと。
 - ・ 共働き世帯などのこどもが安心して過ごすことができる環境づくりを進めること
 - ・ 保護者会運営の学童施設しか存在しない地域について、保護者会運営以外の学童保育も拡充すること
 - ・ 学童保育の支援員の待遇改善を図ること
 - ・ 支援員がこども基本法の理解を深められる取組を行うこと

7. 市町村や民間団体と連携し、小学校区単位での「プレーパーク」をはじめとする「誰にでも等しく開かれた遊び場や居場所」を設けるとともに、取り残されがちな子どもを包摂する居場所づくりも合わせて進めること。
8. 義務教育を終了した青年期の若者を支援するため、市町村や民間団体と連携し、各市町村に若者の居場所や無料で相談できる場としての「ユースセンター」の設置を進めること。
9. 妊娠・出産期から青年期に至るまで、様々な分野の関係機関・団体が有機的に連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供する伴走型の支援を行うこと。
10. 令和4年度の県内の児童虐待相談対応件数は過去最多を更新しており、児童相談所の人員について、増員は図られているものの、先進国または他地方自治体と比較すると未だ不十分と言わざるを得ない。そのため、児童相談所のスタッフを大幅に増やすことや、一時保護所の設置など児童相談所の施設環境を早急に整え、速やかに児童虐待対策の体制を強化すること。
11. 保育人材の確保に向けて、月例給与に対する県単独の上乗せ補助を検討するとともに、奨学金返済支援等を拡充すること。また、私立幼稚園運営費補助金一人当たり単価について、東京都、千葉県と均衡を図るため、県単独の更なる上乗せを検討すること。
12. 少子化対策に資する子育て等支援策の一層の充実に向け、結婚や子育て・教育に係る負担の軽減等につながる「(仮称)子育て応援基金」を創設すること。

以上

令和6年1月22日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県議会自由民主党議員団
団長 田村琢実